

## FUKUMACHI 広場 利用規約

本利用規約(以下、「本規約」といいます)は、(一社) ふくまちマネジメント(以下、「運営者」といいます)が、管理・運営する広場(以下、「当施設」といいます)の使用について定めるものです。本規約の内容を十分にご理解の上、遵守いただき、当施設を利用ください。

### 第1条 営業日と予約受付開始時期

- (1) 予約可能な営業日は、年来年始(12/29~1/3)を除き、年中無休です。但し、施設・設備の点検等のため、貸出できない場合があります。
- (2) 予約受付は、利用希望日の1年前の月の初日に開始します。受付は[FUKUMACHI 広場ホームページのエントリーフォーム]にて承ります。
- (3) 利用受付は、原則利用希望日の2ヶ月前迄といたします。

### 第2条 予約申込

- (1) 当施設のご利用者(以下、「利用者」といいます)は、お問合せの際、使用目的・内容等を明示してください、使用の目的・内容等により、運営者判断で予約をお断りする場合があります。また、契約成立後であっても、以下の項目に該当する場合は、使用をお断りします。(この場合、既定のキャンセル料を申し受けます)

- ・ 公序良俗に反する、又は、近隣施設へ及ぼす影響が過大であると判断される場合
- ・ 管理運営上、支障をきたす恐れがある場合
- ・ 特定の政治活動または宗教活動を目的とする場合
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、又は、関係者、その他、反社会的勢力構成員による施設使用の場合
- ・ 発火物、爆発物、危険物の持込、又は、会場設備に破損・汚損の恐れがある場合
- ・ 騒音、振動、臭気を発し、周囲に迷惑を及ぼす恐れがある場合
- ・ 上記に準ずると運営者が認めた場合
- ・ 上記以外で、使用の目的・内容に変更があり、その目的・内容について運営者が不相当であると判断した場合

※予約後、あるいは利用中に上記事実が判明した場合には、その時点で利用をお断りします。

また、上記理由による利用の取消し、又は中止に伴う損害・責任等については、利用者にて負担頂きます。

(2) [FUKUMACHI 広場ホームページのエントリーフォーム]での予約後、運営者より予約完了のご案内メールを差し上げます。案内を差し上げてから、14日間を仮予約期間といたします。仮予約期間内に利用契約締結の意思表示がない場合、仮予約は無効となります。

(3) 仮予約期間内に、利用者は、①FUKUMACHI 広場利用許可申請書②FUKUMACHI 広場の利用に係る確約書及び暴力団防止等誓約書③催事の内容がわかる資料（企画概要書、実施計画書など：任意の様式）をご提出ください。なお、利用時間は、設営・準備から利用者が設置した全物品の撤去を含む原状回復作業完了など、入場から退場までの一切の時間を含みます。

(4) 施設の連続利用は、1行事5日間が限度です。但し、運営者が必要と認めた場合は、その限りではありません。

(5) 原則、利用者は、利用契約上の地位・権利を第三者に譲渡、もしくは転貸することはできません。

### 第3条 利用料金と支払い

(1) 利用料金は、運営者が定めた料金表に基づきます。

(2) 利用許可申請書受理後、運営者より予約金(会場利用料金の全額)の請求書をメールにて送付いたします。利用者は15日以内に、運営者の指定口座へ支払ってください。なお、利用開始日より15日前未済の場合は、利用同日の前日(当該日が金融機関休業日の場合は直前の営業日)までに支払ってください。予約金の振込みの確認をもって利用契約成立とします。

(3) 前述の期日までに支払いが運営者にて確認できない場合は、利用契約のキャンセルが成立したものと見なします。

(4) 予約金を除いた残額(備品、電気、水道等)は、事後にお送りする請求書に記載の期日までに運営者の指定口座へ支払ってください。

(5) 振込にかかる振込手数料・送金手数料等(以下、「振込手数料等」といいます)と、利用料金等にかかる消費税は、利用者にて負担ください。

#### 第4条 利用者による利用契約のキャンセル

- (1)利用契約成立以降、キャンセルの意思がある場合、利用者は、運営者へ連絡ください。運営者より「利用中止届」を、メールにて送付いたします。
- (2)利用者は、前述の「利用中止届」の内容を確認後、必要事項を記入の上、メールにて返信ください。運営者の「利用中止届」の受理をもちまして、利用契約のキャンセル成立とします。
- (3)利用契約のキャンセルが成立した日に応じ、以下のキャンセル料を申し受けます。
- ・本申込日～利用日の8日前までの場合(会場利用料金の20%)
  - ・利用日の7日前～4日前までの場合(会場利用料金の50%)
  - ・利用日の3日前～前日までの場合(会場利用料金の70%)
  - ・利用日当日の場合(会場利用料金の全額)
- (5)利用契約成立後の会場変更・縮小や、日時変更・短縮の場合も、前述の定めに従いキャンセル料が発生いたします。
- (6)機材・備品などの手配を申込後にキャンセルされた場合、内容に応じたキャンセル料を申し受けます。

#### 第5条 利用契約の解除、利用の中止

- (1)以下の項目に該当する場合、利用契約成立後であっても、利用契約の解除、又は、利用の中止をいたします。
- ① 天災地変などの不可抗力、その他運営者の責任に帰することができない事由により当施設のご利用が不可能な場合。(原則当日の判断になりますが、事前段階での協議も可)
  - ② 当施設の運営上、止むを得ない事由が生じた場合
  - ③ 官公庁の命令、その他の事由が生じた場合
  - ④ 施設の利用に関して、管理者が定める規則等を遵守しなかったとき。
- (2)前(1)①②③の場合、運営者は利用者が支払った利用料金の、利用中止以降分の全額を返還します。ただし、利用契約の解除、又は、利用中止に伴う利用者のあらゆる損害等については、理由の如何を問わず、一切補償いたしません。あわせて、参加者など第三者との紛議が生じた場合は利用者自らの責任と費用にて処理解決してください。

## 第6条 反社会的勢力等の排除

(1) 利用者は、運営者に対して、現在または将来に渡って、以下の事項を表明し、保証します。

利用者が、以下に定義する反社会的勢力又は利用者非適格者に該当するような団体等ではないことであるという事実、又は、反社会的勢力の影響下にあるという事実は存在しないこと。

「反社会的勢力の定義」

- ・暴力団
- ・暴力団員暴力団準構成員
- ・暴力団関係企業
- ・総会屋等
- ・社会運動等標ぼうゴロ
- ・特殊知能暴力集団
- ・人を威圧し、又は、その私生活、若しくは業務の平理を害するような言動により、人を困惑させる合理的かつ客観的なおそれのある者、及びこれらのために、本施設を利用しようとする者、暴力的な行為を行なった者、又は、団体
- ・その他、これらに準ずる者

「利用者非適格者の定義」

- ・公序良俗に反する団体又は、その関係先、及び著しく信用に欠けると判断される行為を行う団体、又は、その関係者

## 第7条 利用者の責務

(1) 利用者は、常に善良な管理者の注意をもって当施設を利用してください。

(2) 利用者は、プログラムや会場設営、使用備品、搬入出計画、来場者誘導など催事運営について運営者と打合せの上、運営者の指示に使ってください。

(3) 利用者の責任担当者は、利用期間中、当施設に必ず常駐し、事前準備、来場者誘導や受付、警備、催事終了後の原状回復など、催事の運営は、利用者の責任のもと行ってください。人身事故や物品盗難・破損事故などが起きないように、常に万全の配慮を講じてください、万一、上述の事故などが発生した場合は、運営者は一切の責任を負いません。

(4) 利用者は、利用期間中、運営者より指示があった場合は、それに従ってください。また、運営者が当施設の維持、保安及び管理などのため、利用中にいつでも当施設の適宜の場所に立ち入り、必要な措置を講じることを認め、この場合、運営者に協力してください。

- (5)利用者は、催事終了後自らの責任で、速やかに搬出、撤去、清掃など原状回復作業を実施し、ゴミはすべて持ち帰りの上、利用契約の時間内に退出してください。原状回復終了後、運営者の立会いのもと、状況確認をしてください。利用契約の時間内に原状回復作業等が終了しない場合、超過時間料金が発生します。それに伴い、運営者が損害を被った場合は、賠償いただきます。
- (6)利用者は、不測の事態に備え、あらかじめ非常口、消火設備、避難方法などを確認の上、利用者の関係者及び来場者などに対して周知してください。地震、火災、その他の非常事態が生じた場合、防災センターの指示に従ってください。また、関係諸官庁からの指示があった場合は、利用者は自らの責任で、これに従い対処してください。
- (7)利用者は、必要に応じて、自らの責任と費用にて損害賠償保険や傷害保険などに加入してください。
- (8)上述の事項に違反、または、その他、運営者の指示した事項に従わないと運営者が判断した時点で、「第2条、ご予約申込」(1)と同様の取り扱いとなります。
- (9)当施設内、および建物敷地内において犬猫等のペット類を持ち込むことは固くお断りします(盲導犬などを除く)。COCO、FUKUMACHI TERRACE NORTH、FUKUMACHI TERRACE SOUTH は持ち込み可能です。

## 第8条 機材・備品の使用

- (1)利用者は、「利用許可書」記載の利用可能施設の機材・備品を使用できます。この場合、使用料金は運営者が定めた料金表に基づきます。なお、機材・備品等は、在庫に限りがありますので、使用できない場合もあります。
- (2)利用者は「第7条、利用者の責務」(2)同様、使用希望の機材・備品を使用の前に運営者と打合せの上、運営者の指示に従って使用ください。利用者が依頼した外部業者など第三者が使用する場合も同様といたします。
- (3)当施設の機材・備品の故障等により、利用者の目的が達成されない場合であっても、当該機材・備品の使用料金の返還以上の損失補償はしません。
- (4)利用者が機材・備品を持ち込む場合、事前に運営者へ連絡ください。大容量の電気、又はガス供給を必要とする持ち込み機材については、性能等により使用をお断りさせていただく

場合があります。

## 第9条 搬出入・工事等に関する注意事項

(1) 当施設への搬入出物がある場合、利用者は事前に運営者へご相談ください、搬入出の時間や経路、養生の有無など、運営者の指示に従ってください。なお、建物の構造体に影響を及ぼす恐れのある重量物を搬入、又は設置することはできません。近隣の迷惑となる周辺道路等への路上駐車や違法駐車等は、お断りさせていただきます。当施設において、事故・盗難被害にあった場合、一切責任は負いかねます。

- ・搬入出等で車の乗り入れが必要な場合は、事前に運営者へご相談ください。
- ・搬入出で荷捌きスペースを使用する場合、あらかじめ「FUKUMACHI BLOCK 荷捌きスペース利用許可申請書」を運営者に提出し、ご利用の際、必ず防災センターで手続きを行ってください。
- ・荷捌きスペースに車両を駐車したまま、設営等の作業を行うことは禁止です。車両は駐車場に駐車いただき、作業を行ってください。
- ・作業に必要な床、壁養生は利用者側で徹底し、万が一施設に損傷があった場合は賠償請求させていただきます。

(2) 当施設内にて装飾等の施工が必要な場合、利用者は、事前に運営者へ相談の上、施工内容が記載された書面(施工図面、仕込図面など)を提出ください。なお、「利用許可書」記載の利用可能施設内でのみ実施してください。外部に面する窓ガラスの内外面、外壁面、出入口扉、シャッター、その他に、看板、広告、宣伝、商業文書又は標識掲示物の設置等、建物の外観を変更する行為はできません。施工時に建物敷地内や近隣に対して迷惑を及ぼす騒音、振動、異臭等を伴う場合、運営者の判断にて、施工時間の制限や施工中止を指示しますので、それに従ってください。なお、それに伴い、費用が新たに発生した場合は利用者負担となります。

(3) 当施設内における、電気、給排水、電話回線(通信用の光ファイバー等を含む)の各工事が必要な場合、利用者は、事前に運営者に相談ください。運営者と相談して決定した工事内容を、利用者の責任と費用負担で実施し、免許・資格が必要な作業が発生する場合は、運営者は利用者へ当該免許・資格証等の提出を求めることができます。

## 第10条 利用者の損害賠償責任

(1) 利用者や、その関係者が当施設を利用するに際し、設備・備品等を含む当施設の一切に対し、汚損・紛失または破損した場合、または残置物がある場合、利用者は運営者に対し、原状回

復のための費用や、それに伴い運営者が被った損害を賠償していただきます。

- (2) 利用期間中、来場者や、その他、第三者に人身事故や物品盗難など損害が生じた場合、当施設の問題に起因する場合を除き、利用者は自らの責任と費用にて直接賠償してください。
- (3) 前(2)の場合、利用者は運営者の指示に従い、運営者の財産上の負担がないよう信用回復等の措置をとってください。また、運営者が第三者よりその責任を追及され、損害賠償を行った際、利用者は、その損害賠償に要した一切の費用を運営者へ支払わなければなりません。

## 第 11 条 諸官庁・機関への届出

(1) 利用者は、当施設の利用に際し、法令に定められた事項を所轄の諸官庁・機関へ届出を行い、その指示に従ってください。この場合、利用者は、届出内容について事前に運営者の承諾を受け、かつ、諸官庁・機関からの指示の内容を運営者へ通知してください。

(2) 万一、届出不備のため、利用不可能となった場合、運営者は一切の責任を負いません。

(3) 以下の申請先例を参照ください。

- ・ 福井警察署(交通整理・警備の相談、申請など)
- ・ 福井市保健所(臨時営業の相談、申請など)
- ・ 福井税務署(アルコール類の販売に関する相談、申請など)
- ・ 福井市消防局中消防署(火気の取り扱いに関する相談、申請など)

## 第 12 条 その他

(1) 運営者の事前承諾がない場合、利用者が催事にて使用いただけるスペースは「利用許可書」記載の利用可能施設のみとなります。トイレ・エレベーター(一部、専用として使用を制限する場合があります)などは、共用スペースですので、他の使用者や来場者に迷惑をかけることがないようにご注意ください。

(2) 運営者が必要と判断した場合、利用者に対して、会社案内や現在事項証明書、印鑑証明書など、運営者が指示した書類の提出を求めることができ、利用者は、これに従ってください。

(3) 共用スペース、及び周辺で物売り、また物品・ビラ配布、勧誘、演説、集会、示唆行為、その他、これに類する行為をすることはお断りします。

- (4)未承認の看板、広告物等を掲出することはできません。
- (5)所定の場所以外で、車両を駐車、駐輪、又は走行することはできません。
- (6)所定の場所以外での喫煙は、禁止します。
- (7)発煙を伴う器具の使用、その他、火災の危険を生じる恐れのある物品の持ち込みはお断りします。
- (8)施設の飲食に関しては、本施設が指定する場所に限りませす。
- (9)利用料金(施設利用料金、機材・備品の使用料金等)及び、本規約を含む利用に関する諸規則は、予告なしに変更する場合がございます。
- (10)その他、本規約にない事項は、利用者が当施設を健全な目的のために円滑に利用することを第一義として、利用者と運営者が協議の上、運営者の指示に従ってください。